

令和3年6月18日

保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

沖縄県緊急事態措置の延長について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

この度、令和3年6月17日付け政府発表により沖縄全域に新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向けて、緊急事態措置の延長（令和3年5月23日～7月11日）が決定されました。

それを受けて、公立保育施設等（民間施設においては同様の要請とする）の運営につきましては、下記のとおりとしますので、貴施設の保護者へ別添通知書にてお知らせさせていただきますようお願いいたします。

記

1 通知における適用期間

令和3年6月21日（月）から7月11日（日）

2 添付資料

保護者あて通知「沖縄県緊急事態措置の延長について（通知）」

3 保育施設等の運営について

(1) 通常運営の再開となる施設

子どもセンター、とのすく児童館、こっこーま…通常開館※

※ただし、館内消毒のため12-14時の間は利用停止とする。

(2) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）

公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、子どもホッ！とステーション、  
預かり保育、放課後児童クラブ

4 緊急事態措置延長に伴う「家庭保育の協力」について

緊急事態措置期間中の「家庭保育の協力」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料（副食費）及び利用料の軽減を行ないます。

5 その他

- ①家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の園児・児童は登園（利用）停止とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は登園（利用）可とする。

- ②国の緊急事態宣言や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。